

意見書案提出書

地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和7年3月24日

神奈川県議会議長 柳 下 剛 殿

神奈川県議会議員	川 崎 修 平
同	菅原 あきひと
同	吉 田 あつき
同	武 田 翔
同	西 村 くにこ
同	米 村 和 彦
同	さとう 知 一
同	近 藤 大 輔
同	加 藤 元 弥
同	梅 沢 裕 之
同	土井りゅうすけ
同	たきた 孝 徳

地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書（案）

令和５年度に本県の消費生活相談窓口で受け付けた消費生活相談総件数は６３，８５９件と、依然として高止まりしており、特に高齢者が被害に遭いやすい点検商法に関する苦情相談件数は過去最多となっている。

こうした消費者被害を防ぐためには、相談体制の確保や消費者教育や啓発など、地方消費者行政の充実・強化が図られなければならないが、国が措置し地方消費者行政の下支えとなってきた地方消費者行政推進交付金は、令和７年度末で県内すべての市町村で活用期間が終わるため、交付金を活用して実施してきた相談体制の維持や、啓発・消費者教育に係る事業の継続が困難となるなど、地方消費者行政の後退・縮小が懸念され、ひいては、県民生活の安定が脅かされることにつながるものである。

また、被害の防止・救済の根幹である消費生活相談においては、相談員の高齢化等による担い手不足が深刻な問題となっている。相談員の担い手を確保し、安定的に業務を継続できるよう雇用形態や処遇等の改善が求められており、国の主導により速やかな制度設計と予算措置を行うことが必要である。

さらに、消費生活相談のデジタル化に向け、国は全国消費生活情報ネットワークシステム（ＰＩＯ－ＮＥＴ）に代わる新たなシステムの整備を予定しているが、端末のリース費用や、セキュリティ対策の継続的な更新費用などは、地方自治体の負担とされており、これらの経常的費用も国の責任で措置すべきである。

よって政府は、次の措置を行うよう強く要望する。

- 1 地方自治体の財政事情によることなく、地方消費者行政を安定的に推進するための恒久的な財源を措置すること。
- 2 消費生活相談員の安定的な確保と処遇改善に係る制度設計に必要な予算措置を講じること。
- 3 国が進める消費生活相談デジタル化に係る予算を国の責任で措置すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

内閣総理大臣	}	殿
総務大臣		
財務大臣		
内閣府特命担当大臣 （消費者及び食品安全）		
消費者庁長官		

神奈川県議会議長

意見書案提出書

消費者被害の防止・救済に向けた特定商取引法の 抜本的な法改正の検討を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和7年3月24日

神奈川県議会議長 柳 下 剛 殿

神奈川県議会議員	川 崎 修 平
同	菅原 あきひと
同	吉 田 あつき
同	武 田 翔
同	西 村 くにこ
同	米 村 和 彦
同	さとう 知 一
同	近 藤 大 輔
同	加 藤 元 弥
同	梅 沢 裕 之
同	土井りゅうすけ
同	たきた 孝 徳

消費者被害の防止・救済に向けた特定商取引法の抜本的な
法改正の検討を求める意見書（案）

令和6年版の消費者白書によると、令和5年に全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談は約91万件と高止まりが続いており、訪問販売や通信販売など、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）の対象取引分野に関する相談は全体の約5割に上る。

中でも、65歳以上の高齢者からの相談が全体の約3割を占めており、訪問販売や電話勧誘販売では、年齢が上がるごとに相談の割合も上がっていることから、認知症等により、判断力の衰えた高齢者がターゲットにされていることがうかがわれる。

また、20歳代の若者を中心にマルチ取引の相談が多くなっており、令和4年4月に行われた成年年齢引下げに伴い、今後、マルチ取引の被害の増加が懸念される。

その他にも特定商取引法では、通信販売にクーリング・オフ規定がなく、限定的な解除の規定があるのみであり、法律上の解除が難しいことから、業者との特約のなかで解約しようとしても、解約に様々な条件が設けられていたり、解約可能期間に事業者と連絡が取れずに、解約が困難になるなどの問題も発生している。

また、一部の悪質事業者による訪問販売やマルチ取引等の問題が顕在化している中、特定商取引法については、平成28年の改正の際、附則において5年後の見直しが定められたが、5年経過した現在に至るまで特段の見直しの検討は行われていない。

高齢者や若者のほか、幅広い世代の消費者被害を防止・救済するためには、健全な事業者の営業活動を阻害しないことを前提として、特定商取引法の抜本的改正の検討が必要と考える。

よって国会及び政府は、その検討の場を設置されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
内閣府特命担当大臣
（消費者及び食品安全）

殿

神奈川県議会議長

意見書案提出書

水道施設の耐震化に関する支援の拡充を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和7年3月24日

神奈川県議会議長 柳 下 剛 殿

神奈川県議会議員	田村 ゆうすけ
同	岸 部 都
同	阿 部 将太郎
同	大 村 悠
同	芥 川 薫
同	あらい 絹 世
同	井 坂 新 哉
同	しきだ 博 昭
同	小 島 健 一
同	斉 藤 たかみ
同	鈴 木 ひでし
同	てらさき 雄介

水道施設の耐震化に関する支援の拡充を求める意見書（案）

「令和 6 年能登半島地震」では、住民の生活を支える水道施設に甚大な被害が発生し、現地では、配管の破損だけでなく、浄水場などの急所となる施設も大きな被害を受け、復旧が長期化した。

首都直下地震の今後 30 年間における発生確率が 70 % 程度と言われている中で、重要なライフラインである水道施設の耐震化を一刻も早く進める必要がある。

本県における水道施設の耐震化の状況は、地域ごとに大きな差があり、給水人口規模が大きい都市部に比べ、給水人口規模の小さい事業者が多い地域では、耐震化が進んでおらず、整備が大幅に遅れている。

水道事業者は、給水人口の減少に伴い料金収入が減少する厳しい状況の中でも、水道施設の耐震化等に取り組む必要があり、そのためには国庫補助による財政支援が必要不可欠である。

しかしながら、水道施設の耐震化の交付金制度である防災・安全交付金を活用するためには、水道料金の対象となる水量 1 立方メートル当たりの施設整備費である資本単価が国の定める水準以上であることなどの要件があり、県内の多くの水道事業者は、これらの要件を満たさず、国庫補助の利用が困難な状況にある。

また、県内の財政基盤の弱い水道事業者が、この交付金を利用する場合、補助率が 1 / 4 又は 1 / 3 と低いため、多くの自己財源分を確保する必要があることが課題となっている。

本県のみならず我が国の喫緊の課題である水道施設の耐震化を進めるためには、財政基盤の弱い水道事業者も含めた多くの水道事業者が利用しやすい国庫補助制度に見直す必要がある。

よって政府は、水道施設の耐震化を進めるための防災・安全交付金について、資本単価等の採択要件を大幅に緩和し、また全体の耐震化を加速させるため、補助率についても引き上げられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

内閣総務大臣	}	殿
財務大臣		
国土交通大臣		

神奈川県議会議長

意見書案提出書

労働力不足の解消に向けた支援の拡充を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和 7 年 3 月 2 4 日

神奈川県議会議長 柳 下 剛 殿

神奈川県議会議員	楠 梨恵子
同	市 川 和 広
同	平 野 みぎわ
同	青 木 マ キ
同	お だ 幸 子
同	ま す 晴太郎
同	木佐木 忠 晶
同	作山 ゆうすけ
同	いそもと桂太郎
同	市 川 よし子
同	北 井 宏 昭
同	森 正 明
同	河 本 文 雄

労働力不足の解消に向けた支援の拡充を求める意見書（案）

少子高齢化による生産年齢人口の減少によって、我が国の労働力不足はますます深刻化している。

民間調査機関の調べによると、令和6年に従業員の退職や採用難、人件費高騰などを原因とする人手不足倒産は、年間として、調査を開始した平成25年以降の過去最多であり、2年連続で大幅に更新している。

多くの中小企業は、コストの上昇等に見合う価格転嫁が十分にできておらず、収益が圧迫されており、大企業と中小企業との賃金や待遇の格差がより一層拡大する傾向にある。

その結果として、優秀な人材が大企業に集中し、中小企業が求める人材の確保が一層困難な状況となっており、事業の継続自体が危ぶまれる深刻な事態となっている。

この状況を打開するためには、中小企業における従業員の再教育はもとより、雇用条件の見直しや待遇の改善等による新規就労の促進、設備投資やデジタルの活用による省力化や生産性の向上というソフトとハードの両面から、より一層の充実した支援が求められる。

よって国会及び政府は、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 中小企業の労働力不足解消のため、生産性向上やDX推進等に資するリカレント教育やリスキリングの支援を充実させること。
- 2 経営資源に乏しい中小企業が安定的に人材を確保できるよう、潜在的な労働力として期待される高齢者・女性・障がい者・外国人などの多様な人材の確保に向けた支援策を充実させること。
- 3 中小企業の労働生産性の向上や収益力強化につながる省力化投資補助金やものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金による設備導入などの支援策を充実させること。
- 4 労働力不足の現状及び中長期的に必要とされる労働力の総合的な分析を産業別・都道府県別に明らかにし、国として対応策を示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆	議	院	議	長
参	議	院	議	長
内	閣	総	理	大
総		務	大	臣
財		務	大	臣
厚	生	労	働	大
経	済	産	業	大

殿

神奈川県議会議長

意見書案提出書

低入札価格調査基準における調査基準価格の引上げを求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和7年3月24日

神奈川県議会議長 柳 下 剛 殿

神奈川県議会議員	神 倉 寛 明
同	片 桐 紀 子
同	松 長 泰 幸
同	佐藤 けいすけ
同	難 波 達 哉
同	高 橋 延 幸
同	田 中 徳一郎
同	佐々木 正 行
同	内 田 みほこ
同	赤 野 たかし
同	桐 生 秀 昭
同	松 本 清

低入札価格調査基準における調査基準価格の引上げを求める意見書（案）

地域建設業の現況は、マンション需要の増加や民間設備投資の拡大、国土強靱化実施中期計画策定の法定化などから、民間、公共ともに仕事量は堅調に推移しているが、終息が見えないウクライナ情勢や中東などの国際紛争、円安、原油高、物価高騰などの影響もあり、建設工事に係る材料費、人件費が高騰し、地域建設業の収益環境は厳しさを増している。

今般、改正された建設業法では、労働者の処遇改善や資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止などの措置が盛り込まれたところだが、労働者の処遇改善は、慢性的な人手不足が続く建設業において、若手人材の確保を進めるために、取り組んでいかなければならない課題であり、将来にわたって建設業が地域の守り手としての役割を果たしていけるようにするためにも、安定的・恒久的に実現していく必要がある。

労働者の賃上げ、処遇改善を継続して実施するためには、その費用を賄える安定的な収入が建設業者には不可欠であるが、近年、各地方自治体における入札の落札額については、積算技術の向上と情報公開の進展の影響もあり、設計金額が精緻に算出できるとともに、応札意欲の高まりから、最低制限価格付近に集中しているのが現状である。

一方、地方自治体が最低制限価格を決める際には、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」（以下「中央公契連モデル」という。）を基準としているが、低入札価格調査の基準価格（以下「調査基準価格」という。）の計算式については、令和４年に一般管理費等の算入率を１０分の６．８に引き上げる見直しがされて以降、見直しがされていない。

よって国会及び政府は、地域の中小建設業者の賃上げ、処遇改善を継続して実施するため、中央公契連モデルにおける調査基準価格の計算式について、一般管理費等の算入率の更なる引上げを含めて、早急に検討し、対応されるよう強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆	議	院	議	長	}	殿	
参	議	院	議	長			
内	閣	総	理	大			臣
総	務		大	臣			
国	土	交	通	大			臣

神奈川県議会議長

意見書案提出書

P F A S の基準値の見直し等と血中濃度検査の実施を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第 1 2 条の規定により、次のとおり提出します。

令和 7 年 3 月 2 4 日

神奈川県議会議長 柳 下 剛 殿

神奈川県議会議員 大 山 奈々子

同 井 坂 新 哉

同 木佐木 忠 晶

P F A S の基準値の見直し等と血中濃度検査の実施を求める意見書（案）

有機フッ素化合物（以下「P F A S」）は環境中で分解されにくく、高い蓄積性があることから、国内外において製造、輸入等が規制されている物質である。人体や健康への影響では、発がん性の指摘に加え、脂質異常症、免疫機能低下、妊娠出産への影響も懸念され、環境省の母子対象の追跡調査（エコチル調査）結果から、母親のP F A S血中濃度と子どもの染色体異常の関連が懸念されている。

環境省は2020年に公共用水域及び地下水のP F O S及びP F O Aの暫定目標値を合計値で1リットル当たり50ナノグラムに定めるとともに、全国調査を実施した。神奈川県も国や市と連携して県内の諸点で濃度測定を行っているが、公共用水域では引地川水系（大和市福田橋や藤沢市富士見橋）などや地下水では秦野市末広町など、多数の箇所では暫定目標値を超える高い濃度が検出されている。

岡山県吉備中央町の浄水場で国の暫定目標値の28倍に当たる高濃度のP F O S及びP F O Aが検出されていたことが2023年10月に発覚し、同町はこの浄水場の水道水を飲用していた住民等を対象に、2024年に全国初となる血液検査を公費で実施した。

血中濃度は検査を受けた709人の約9割が1ミリリットル当たり20ナノグラム以上だったとのことで、同町は検査結果を踏まえた住民説明会を2025年2月に実施している。

住民からは、公表が遅れたことに対して同町の責任を問う厳しい指摘がなされ、国に対しても原因調査と早急な法整備を求める声が上がったが、「住民の心配は大変大きいと思うが、公費で血液検査を行った決断は間違っていない。しっかり支えて寄り添い、不安の解消に努めたい」との山本雅則町長の発言は、自治体が取べき住民に対する姿勢を示すものとして、大変重要な発言である。

一方、環境省の自治体向け対応手引（第2版）には、「どの程度の血中濃度でどのような健康影響が個人に生じるのか明らかになっておらず、血液検査の結果のみをもって健康影響を把握することは困難である」等の記述があり、血液検査に対して後ろ向きの姿勢を示している。

日本の公共用水域及び地下水の暫定目標値や耐容1日摂取量の基準は米国や欧州と比べて大幅に緩く、血中濃度基準についても、米国の学術機関は1ミリリットル当たり20ナノグラムを超えると健康被害のおそれがあるとして腎臓がんや脂質異常症などの検査を推奨しており、ドイツでは国機関がP F O Sで1ミリリットル当たり20ナノグラム、P F O Aで1ミリリットル当たり10ナノグラム以上と設定しているが、日本では血中濃度基準は定められていない。

たとえ因果関係に科学的な不確実性があっても、予防的に対応する「予防原則」の立場に立ち、これらの基準を早急に見直すべきである。

よって国会及び政府は、次の事項を早急に実施されるよう強く要望する。

- 1 公共用水域及び地下水におけるP F A Sの基準値を米国並みに設定するとともに、安全な血中濃度基準を定めること。
- 2 少なくとも基準値以上のP F A Sが検出された地域において、都道府県と連携して血中濃度検査を実施すること。
- 3 血中濃度検査の実施に当たり、実施自治体に対して必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆 参 内 総 環	議 議 閣	院 院 総 務 境	議 議 理 大 大	長 長 臣 臣 臣	殿

神 奈 川 県 議 会 議 長

意見書案提出書

選択的夫婦別姓制度の実現を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和 7 年 3 月 2 4 日

神奈川県議会議長 柳 下 剛 殿

神奈川県議会議員 大 山 奈々子

同 井 坂 新 哉

同 木佐木 忠 晶

選択的夫婦別姓制度の実現を求める意見書（案）

現行法下では婚姻の際に９５％の女性が姓を変更せざるを得ない状況にある。改姓手続きが煩雑、パスポートの利用に支障が出る、姓が変わると研究論文などのキャリアに影響が出る可能性がある、結婚や離婚というプライバシーを図らずも周囲に知られてしまう、自分のアイデンティティを奪われると感じる等々の不都合が生じている。このため夫婦が同姓か別姓かを選択できる選択的夫婦別姓は大きな世論となりつつある。

制度実現に消極的な立場からは、夫婦同姓は日本の文化だとの意見があるが、夫婦同姓制度は、明治３１年（１８９８年）に施行された明治民法によって定められたものであり、夫婦共働きが一般的になるなど経済構造が変化している中で見直しは時代の要請である。

また、実務的に通称使用の拡大を提案する論もあるが、内閣府男女共同参画局からは税金関連や銀行口座など通称使用ができないことがあること、本人や企業の金銭的・時間的負担に加え、婚姻の妨げ、女性活躍の妨げになっていることなどその弊害が報告されている。

２０２４年６月には日本経済団体連合会も、通称使用によるトラブルが「企業にとっても、ビジネス上のリスクとなり得る事象であり、企業経営の視点からも無視できない重大な課題」だと指摘し、選択的夫婦別姓制度の早期実現を求める政府への提言を公表している。

本県議会でも５年前の２０２０年３月には「選択的夫婦別姓制度についての議論を求める意見書」を可決している。

石破茂首相が２０２５年２月１２日の国会で、選択的夫婦別姓制度について「いつまでも結論を先延ばしにしてよい問題とは考えていない」と述べている。法で強制的に同姓を強いているのは日本だけである。選択的夫婦別姓の議論が本格化し、今国会の重要課題になろうとしている。各地の地方議会から４７９件（２０２５年３月１８日時点）の賛成意見書があげられている。国連女性差別撤廃委員会からは２０２４年１０月、４度目の夫婦同氏制度を定めた民法の規定の改正を求める旨の勧告が出されている。

このように機は熟している。選択的夫婦別姓は、不自由なく自らの姓を選択できる制度であり、その可否はわが国の人権感覚が問われる課題と言わなければならない。

よって国会及び政府は、速やかに選択的夫婦別姓制度を実現されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和	年	月	日	
衆参内総法	議院総務	院総務	議院総務	長官大臣
				殿

神奈川県議会議長

意見書案提出書

大学等の授業料値上げを抑えるための支援と
高等教育の無償化を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり
提出します。

令和 7 年 3 月 2 4 日

神奈川県議会議長 柳 下 剛 殿

神奈川県議会議員 大 山 奈々子

同 井 坂 新 哉

同 木佐木 忠 晶

大学等の授業料値上げを抑えるための支援と高等教育の無償化
を求める意見書（案）

現在、大学等の学費を無償とする高等教育の無償化の取組が広がっている。
大阪府をはじめ、兵庫県、東京都などが公立大学の授業料を無償とする取組を進めている。

また、先の衆議院選挙でも多くの政党が大学等の授業料の無償化を目指す公約を掲げている。さらに、政府も2025年度から多子世帯の大学生に対して所得制限なく大学授業料と入学金を無償とするなど、高等教育の無償化に向けた取組を進めている。

一方、現在国立大学や私立大学では学費を値上げする動きが進んでいる。

東京大学では人件費や光熱費など諸費用の高騰などの影響により2025年度から授業料を年間約11万円値上げし、64万2,960円に改定することを決めた。

国立大学の授業料は一定の制限のもと大学の裁量で文部科学省が定めた「標準額」の120%まで引き上げが可能となっている。標準額を超えて授業料を設定している国立大学は2024年度で7校となっている。

2024年6月、86の国立大学が加盟する国立大学協会は、声明を発表し、大学の運営に対する国の交付金が20年前と比較すると1,631億円が減額をされていることや社会保険などの経費の上昇、物価高騰などにより、実質的に予算が目減りし続けており、「もう限界です。」と述べ、国立大学の財務状況が悪化していることを国民に訴えている。

国立大学の学費値上げに対して、中止を求める声が学生団体などから出されており、その中では、学費の負担が学生生活と学生の将来設計に大きな負担を及ぼしている実態を明らかにしている。

私立大学では、文部科学省が行った私立大学等の入学者に係る学生納付金等調査結果によると授業料を含む納付金の平均は2024年度は147万7,339円で、2020年度比13万6,616円、10.2%増となっている。

また、学費ナビが行った調査によると2025年度の全国の私立大学577校3,801学科の学費が初年度納入額で全体の約22%、卒業までの総額で約24%の学科で授業料が値上げされているとのことである。

日本は、中等教育・高等教育の漸進的無償化条項（13条）を含む国際人権A規約を批准しており、高等教育の無償化に向けての取組を加速することが求められている。

よって国会及び政府は、次の項目について早急に対応するよう強く要望する。

- 1 授業料等の値上げが予定されている国立・私立大学等に対して授業料等の値上げを抑えるための支援を国として早急に行うこと。
- 2 大学等の授業料の無償化の取組を進め、早期に高等教育の無償化を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長	参議院議長	内閣総理大臣	財務大臣	文部科学大臣

殿

神奈川県議会 議長

決 議 案 提 出 書

全国育樹祭の神奈川県開催を求める決議案

上記決議案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和 7 年 3 月 2 4 日

神奈川県議会議長 柳 下 剛 殿

神奈川県議会議員	田 中 信 次
同	須田 こうへい
同	谷 和 雄
同	永 井 真 人
同	永 田 磨梨奈
同	森 田 学
同	おざわ 良 央
同	日 浦 和 明
同	渡 辺 紀 之
同	栄 居 学
同	浦 道 健 一
同	藤 井 深 介
同	持 田 文 男

全国育樹祭の神奈川県開催を求める決議（案）

全国育樹祭は、全国植樹祭と並ぶ国民的な緑の祭典であり、活力ある森林づくりの気運を醸成し、健全な森林の育成・保全に大いに寄与してきた。

本県においては、平成２２年、天皇皇后両陛下をお迎えして南足柄市、秦野市で全国植樹祭を開催してから１５年となることから、植樹した木がお手入れの適期を迎えている。

本県のような、都市部の住民の多い地域で育樹祭を開催することは、森林に対する関心を高め、森林の持つ水源かん養や生物多様性の保全など多くの公益的機能について、県民の理解を深めるという意味でも大変有意義である。

また本県では、花や緑、自然との共生を掲げる２０２７年国際園芸博覧会が令和９年３月から開催される予定であり、森林づくりにおいても、今後さらに気運が高まるものと確信する。

よって神奈川県議会は、全国育樹祭が令和１０年に本県において開催されることを強く求める。

以上のとおり決議する。

令和 年 月 日

神 奈 川 県 議 会